

## 新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言解除後の当社対応について

弊社ではこれまでも、国内における新型コロナウイルス感染症の拡大防止にともなう政府や北海道、札幌市の方針にもとづき、社員の安全と衛生、社の事業継続を確保する観点から、様々な対策を講じてまいりました。

北海道は5月25日に政府発令の緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルスとの戦いが長期化される事も予想される事から、感染症拡大防止の為、以下の対応方針を実施いたします。

### 1. 有効期間

5月25日から当面の期間

### 2. 基本方針

#### (1)基本行動

自らの健康は自ら守る事と他者を感染させない事の観点から、下記の行動を徹底します。

- 日々の検温及び体調不良の場合は会社に申し出、自宅待機を実施。
- 人との接触機会を必要最小限とし、ソーシャルディスタンスを意識し、三密(密集、密接、密閉)を防止。
- 出社時、外出からの帰社時等に手洗い消毒を実施。
- 事務所内の定期的な換気の実施。

#### (1)勤務

- 出退勤時は時差出勤を実施。

#### (2)出張

- 海外出張は当面の期間は禁止。
- 国内(北海道外)出張は6月19日から必要に応じて実施。
- 国内(北海道内)出張は必要に応じ、商談相手との合意や快諾を得た場合に限り、訪問当該者の健康状況を考慮した上で行う。

#### (4)会議・打合せ

- 対面形式は可能な限り回避する事とします。
- マスクの着用。

#### (5)業務時間外の行動

- 上記の基本行動に合わせ、感染リスクを避ける行動をとります。

弊社では、社内外への感染拡大抑止と社員の安全・健康確保及び他者に感染させない事を優先に、これからも政府や北海道、札幌市の方針や行動計画にもとづき、対応方針を都度実施してまいります。

お取引各社と関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上